

平成23年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成23年6月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年6月16日	9時35分	議長	坂口久信	
	閉会	平成23年6月16日	14時27分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島 正昭 永淵 孝幸 陣内 碩泰 毎原 哲也 岡 靖則 大串 君義 桑原 達彦 松本 太	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 太良病院事務長	土井 秀文 新宮 善一郎 藤木 修 川崎 義秋 高田 由夫 野口 士郎 井田 光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年6月16日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成22年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 平成22年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第27号 太良町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第28号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について
- 日程第11 議案第29号 不動産の取得について
- 日程第12 議案第30号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第31号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第16 閉会中の付託事件について
- （追加日程）
- 日程第17 発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦について

午前9時35分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 平成22年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

参考までに質問をさせていただきますけれども、この第4次になると思いますが太良町総合開発計画の策定委託料ですね、これ、この中身ですね、前は印刷製本あたりを昭和堂がされておりますけど、この印刷製本だけなのか、ほかに恐らく振興計画の策定委員会さん等もおられると思いますけれども、そういったもろもろの内訳ですね、そこらをちょっとお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

23年度の事業としましては、予算的には252万円の予算をしておりますけれども、振興計画の審議会あたりの支援、それと総合計画基本構想の原案の策定、皆さん方にはお手元には基本構想の原案については先日にお配りしましたが、そういうふうなものの支援、それと基本計画を今度は策定するための職員への研修会、職員については当然中身についても検証しなくちゃいけないし、計画を策定する段階では今までの計画の中身を検証しながら今後の計画等の支援、それとパブリックコメント等の実施の支援、それと計画全体の今後基本計画等も策定をいたしますので、そこら辺の支援、それといろいろ今からまちづくり委員会とかいろいろなまた計画をしておりますので、その支援等を全部含めたところで計画をしております。それと、素案等についてもデータでもらったりして、最終的な計画を策定した段階で全体的な金額で一応予定をしております。

○9番（末次利男君）

これは3月の当初第1回の新年度議会でもいろんな議員さんから質問がございましたけれども、これはもう要するに太良町の10年後、この町政の指針、これはもうとても大事なものでありまして、私たちもこういった今の現状を現実的に太良町の現状を考えましたときに、非常にあしたが見えてこないというのが今の実態だろうと思うんですよ。そういった中でこの総合開発計画というのが新しい時代への展望をある意味また町政の羅針盤になると思うんですよ。そういった中で私たちは本当に厳しくても小さくてもきらりと光るまちづくり、これを目指して執行部、議会、これは切磋琢磨して頑張らばいかんというふうにしておるわけでして、その一つの指針になるこの計画になると思いますが、この振興計画の策定委員会も恐らく総論、実施計画、そういったものを議論をされていると思うんですが、その委員さんたちの生の声といいますか、そういったもの、主だった生の声というのがどういう声が上がっているのか、その辺をちょっと知りたいなあと思いますので、よければ教えていただきたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まだ現段階では基本構想の素案を出した段階での意見等しかありませんでしたけども、今後まちづくりをする上では重要な課題であるので、真摯に検討して内容等にももう少し検討しなさいということはありませんでした。それと、今のところは基本構想の素案ですので、大まかなまちづくりはこういうふうな方向でいこうということしかしておりませんので、今後基本計画の策定の段階ではそれぞれの委員さんからもっと大きな意見が出てくるんじゃないかなあと考えておりますので、私たちもその基本構想の原案を今庁舎内でそれぞれの部署で今検討しておりますので、それが上がった段階で、それぞれまた多くの意見が出てくるんじゃないかなあと考えています。それを参酌しながら今後の検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

末次議員のほうからもこの要するに総合開発計画の方向性ですか、これは町を左右する大切な大事なことだと十分思ってるわけですし、その今回の方向性というか、時代が変わるとともに何年か越しにこういった計画を立てるわけですね、策定するがゆえに。今回はこの町に対して何を重点として、一番基本的なもん、何を重点として計画をされたのか、要するに毎回毎回一緒のようなことを同じコンサルタント会社あるいはいろいろ入札されてコンサルに頼んでつくったりするだけかもしれませんが、前回よりも今回はこういうふうな方向性を重点にしてるんだぞというふうな、そういうものが何か一つあらねばいかんと。その辺が私はこの町に対してこの総合計画策定というのは一つの道しるべ、そのように感じるわけでございます。だから、何を重点として計画を立てられたかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、議員御指摘のように今後のまちづくりにとって何が重要かというのを、最終的には今年度中に皆さん方の今出たような意見を取り入れながら結果的にしていくわけですが、今町の将来像として考えているのは、今は計画の段階ですので最終的な確定ではありませんけども、連携、協働、町民と行政が一体となり考え力を合わせて取り組むことがまちづくりの一つの基本だと思いますし、そして環境は快適、人を健やかで子供たちから高齢者まで生涯にわたって住み続けるまちづくりであると、それと特色ある第1次産業を初め豊かな自然や観光資源など太良の魅力を再発見し、活力あるまちづくりを推進するというような基本理念のもとに今後計画をつくっていききたいと思っております。将来にわたって今後8年間の、来年から8年間の計画となりますので、町民が自然と希望があふれるまち・たら、みんなで作る、いきいきにぎわいの拠点というのを一つのコンセプトに持っておりますので、そういうのを基本的な考え方としてまちづくりを進めたいと思っております。

○10番（山口光章君）

十分にその辺は了解しておりますけれども、大体私が思うには、この総合開発計画、そういったものをつくることによって議会人としては、例えばこれが1年、2年、3年になったとき、必ず聞くわけですよ、その計画策定の中にこういうことが上がってるけども、これはどうなってるのかとか、これはできるのかとか、これが一つの質問の材料になってしまうわけですよ。だから、これが大体推定ですけどもこの計画書が大体全体的に何%、何割方実現できるものなのか、そういった検討はどのようにされておりますか。ここは一つの質問の材料になってしまうわけですよ。この策定書に対してできてないじゃないとか、虎の巻みたいなもんですよ。そこら辺で私が聞きたいのは、どういったあれで検討されていかれたのかということをお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

計画をつくる上では100%それは当然目標を目指しております。ただ、現実的にその時々によってそれにできない場面もそれはあるかもしれませんが、私たちは100%目標を持っております。過去の第3次計画、今計画中です、今年度までが実施計画の期間ですけども、昨年度に職員、中身についても検証させました。大体7割ぐらいの今達成率でありますけども、そういうふうな達成をできるだけ100%に持っていくように私たちも今後精進していかなければいけないと思っております。

以上です。

○6番（川下武則君）

この中にも総合計画というばってん、防災の部分も含めた総合計画なんでしょうか、どうでしょうか。というところが、3月11日の東日本の大震災を含めて、今太良町、実際想定したときに津波が来ても1メートルぐらいの津波ということなんですけど、今の堤防で十分1次産業を守れるかといいますか、もちろん人命も守れるかという部分がそういう部分もこれに反映するもんかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の計画の中に堤防がどこまでまでは詳細まではいきませんかもしれませんが、安全に暮らす生活環境づくりの中に消防防災の充実とか、いろいろなそういう充実というのを掲げております。その中でそういう数値目標が掲げられれば当然していかなければいけないと思っております。防災関係については、地域防災計画というものもありますし、そちらのほうでも補完しながら推進をしていければいいかなと思っております。

○6番（川下武則君）

おっしゃってることは私も十分理解できますしあれなんですけど、いいことかなと思うん

ですけど、ただ具体的に正直な話、今町長の前の川のところで、今栗山組さんがちょっと修繕といいますか、そういうのをしておりますけど、私もこの前ちょっとうちも江岡のほうの現場をしよるけん、ちょっと試しで見に行ったんですよ。そしたら、全然前の高さといいますか、道路高さと同じで、そういうのを想定したかさ上げといいますか、そういう部分がほとんどなされてないといいますか、せっかくするのに、だから佐賀県のほうは実際そこまで考えてないのかなと、私自身がそういうふう感じたもんやけん、総合計画の中にそれを入れてもらって、例えば1メートルかさ上げをしたときにどうなるかこうなるじゃなくて、せっかく今きれいに整備しよる中でつくったって、それは水が越えてきたら何もならんのかなあというふうに思うもんやけん、実は今伊福のほうもうちさせてもらいよつとばってんが、この前の雨が降ったぐらいで非常に困難を極めて排水門が閉まらんやったりとか、いろいろなことがあって、そういうのも含めて防災の部分がちょっと弱いんじゃないかなあというふう感じたもんですから今聞いてるんですね。だから、ぜひそういう部分をきちっと総合計画の中に織り込んでもらって、できるところからやっていくしかないでしょうし、予算の部分もあるでしょうし、もしよければ、町長、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今議員御指摘のとおり江岡川と伊福川の河川、二級河川ですから県河川という形でさせていただいてるわけでございますけども、伊福についても両サイドよりあそこはJRの下が低いということで、毎年消防団が出て土のう等を積んでいただくと、江岡につきましてもJR下が低いということで、大体20センチぐらい今現況よりは高く堤防を仕上げさせていただいてるわけでございますけども、これは全体的な海岸線、太良町につきましては13キロ海岸線がございますけども、本当に今地球温暖化で大体60センチぐらい潮高が上がってるというふうなデータが出ております。しおさい館の裏も今度消波ブロックをしたわけですけども、あそこも50センチぐらい、600ぐらかかさ上げをして消波ブロックをしてるという状況で、これはもう町独自の防災の総合計画じゃなくして、これは県とのタイアップした佐賀県全体の総合計画を見直しという形を県と一緒に今後進めていかにやいかんというふうに思っております。だから、太良町は太良町、小さな計画ですけども、これは総合的に河川、海岸線含めたこの総合計画は見直しが必要じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の関連した質問ですが、いろいろ太良町で年次を何年か既定の計画を立てられているんですが、この計画、今言われとるような計画を立てて執行する場合に、町民にとってこの計画がちょっと何年か過ぎたら不都合が生じたとか、ふぐあいがあるなというごたる場合の方向転換するときの順手続あたりはどのように考えていいでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうから答弁し、不足分は担当課長から答弁をさせますけども、これは大体総合計画というのは10年計画でございますから、当然議員おっしゃるとおりいろいろな問題が惹起します。10年後、先のことは見えないもんですからね。だから、3年計画で見直しというふうな、当然、3年か2年ぐらいで見直しが必要じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

その審議委員さんとか何とかというのを選任してももちろんされると思うんですが、その人たちが一応町民を代弁するという形になると思うんですが、できたら我々もその町民の代弁者として立っているわけですから、そういう計画があるときには、前もってこういうふうな我々のほうからもちょっとこの計画はこの部分についてはふぐあいじゃないかというごたる提案もさせていただいて、そしてそういうことも町民さんたちの意見をできるだけ取り入れながら方向転換をなるべくするときにはしていただくように願います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当然計画については策定をしたけども、当然それにそぐわないときが出てくるかもしれませんので、それについては当然見直しをしていくと。最終的には実施をする段階で予算等も絡んできますので、皆さん方にもお諮りしながら今後推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

報告第1号 平成22年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

日程第2 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第2号 平成22年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

このあれは3月議会において議決をした部分でございますけれども、町長のおっしゃられたのは24事業あると。その中できめ細かな交付金事業15件、私がちょっとお尋ねしたいのは、住民生活に光をそそぐ交付金事業8件となっておりますよね。その中で先ほども言いましたけども、重要性のあるのはどういったものか、それをお尋ねいたします。光をそそぐ交付金事業ですね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回、光をそそぐ交付金のほうについては、教育関係が主なものの予算でございましたけれども、この光をそそぐ交付金の概要というのは、これまで住民にとって大事な分野でありながら結果的には光が当たってなかったと、ちょっと言葉的にはどうでもとれるような言葉でありますけれども、消費者行政とかDV対策とか自立支援、知の地域づくりとか、それぞれの項目に沿ったところで担当課よりヒアリングした結果、こういうような事業が立ったということで、中身についてはそれぞれの担当課のほうに詳細に把握されておりますので、事業等が説明が必要ならば、そちらのほうから説明をしていただきたいと思います。

○6番（川下武則君）

それで、これ3月に議会のほうで、ちょうど3月11日大震災があいよっときにこの話がありよったとぼってん、それから3カ月ばかりたつとるとぼってん、どれぐらい今のところ執行されとってですかね、執行状況はどんなぐあいですかね、それをちょっと教えてもらってええですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

それぞれの課がきめ細かな交付金事業と光をそそぐ交付金事業がありますので、それぞれの課がしておりますけれども、うちの企画商工課の部分だけで申しますと、観光案内所の整備事業ということで、そちらについても今のところもう設計業者も決まっておりますし、今後中身について今詳細にしてるといってございまして、それぞれの課についてもそれぞれが事業計画に沿って今粛々と執行してるんじゃないかなと思っております。

○6番（川下武則君）

この内訳を見たら、教育費というのが結構あるもんやけん、小学校のいろんなあれが入つとるとぼってんが、学校教育課長にお尋ねですけど、どれぐらい今執行されていますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

今現在執行済みの件数につきましては、大浦小学校屋内運動場の体育館の照明関係が済んでおるだけでございます。あとは現在建設課のほうに委託をしたりとか、私どものほうで現

在大浦小学校の改修関係を行っておりまして、そのめどの段階で伺いをして発注するような段取りでおります。

○6番（川下武則君）

建設課長に聞きます。今大浦小学校ですよ、この前から南側の校舎の外壁がちょっと外れたりとかしよるとばってん、今も修理なされてますけど、大体いつごろそこは修理は終わる予定でありますかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

済みません、お答えをいたします。

今、川下議員からの御質問の件ですけど、これにつきましては全協の折に了解をいただいて緊急性があると、事故があったらいかんということで、今現在6月入りましてたたき落とすようなはりの部分ですね、浮いてる部分を落とすような工事ということで今しております。ただ、予定では6月30日を工期予定でいっておりますけど、天気の関係もありまして、なかなか業者のほうは雨の中でもそういう作業は行ってくれてはおります。そういうことで、状況としましては今月中で南校舎の外壁落下に対する対応はできると思っております。

○2番（山口 巖君）

繰越計算書で商工費、その中で今商工課長ありましたように観光案内所、これについてちょっとお聞きしたいと思います。ということは、道の駅がそこということで話を聞いているところでもあります。それで、今ちょっと計画に入っているということではありますが、場所とか時期とか面積とかまでどういうふうなところまで今詳細にわかっているのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まだ今設計の入札を終わった段階でございますので、今中身について打ち合わせをしている状況で、まだ具体的な面積等については、最終的にはまだ決定をしておりません。

それと、場所については、道の駅の一番南側のほうになりますけども漁師の館の隣のところに観光案内所を今のところ設置するような設計を今後組んで実施をしたいと思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

それじゃもう一つ、やはり観光案内所というのは物すごく観光協会にとっても大事な場所であるし、またたらふく館というのが太良の北の玄関口ということで今現在重要な役割の位置でもあるし、やはりその場所等も観光協会あるいはたらふく館とか漁師の館さんたちは自分の営業とかいろいろな問題で場所等も面積等もいろいろと向こうの注文もあります。しかし、やはりたらふく館の役割というのは観光、そしてまた商工含めて重要な場所でもありま

すし、その辺はよく協議していただいて、もう少しこうしたというのを協会のほうからも幾らかの意見を聞いて決めていただきたいと思います。

それともう一つ思うのが、この1,100万円ですかね、予算が、これは建物だけの1,100万円なのか、総予算なのか、中の器具等も入れての、その2点だけお聞きします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

1,100万円のうち100万円のほうは設計、建物が1,000万円ということで一応考えております。

以上です。

済みません。備品等については、若干補助金等にも中にも入れておりますので、観光協会のほうに出すような予定でしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今のに関連してなんですが、今現在では観光協会3人ふるさと再生雇用のほうで人員入れていただいておりますが、今後のこれが建設なされた後の人員の配置はどのようになされる予定なのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

人員については、私たち町当局がどうこうということはないかと思っておりますので、まず観光協会がどのようなスタッフで今から運用していくかというのは、当然検討していかなければならないと、その段階で町に協議があれば、私たちもそれを検討したいと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、そのような件で協会から出された場合、人件費等の補助等はどうになりますか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

それについては、まだ内容等も出ておりません、そういう要望等が出た段階で私たちも検討したいと思っております。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、観光協会の設置場所なんですけど、漁師の館の隣のほうということなんですけど、かなり奥のほうに入っていくといいますか、正直な話、一番入りかけのほうに何とかできんもんかなあと思うんですけど、というところが見通しがもし悪くなったら、下のほうは上がり階段のほうとして中をガラス張りといいますか、そのガラス張りでどっからでも

360度見えるごとして、入りがけのほうに何とかできるごとして、いつでも案内の人がお客さんが車で来たときに見える、そういうふうなつくり方をしたらどうかなあと思うんですけど、そこら辺どうですかね。佐渡のほうではそがんにあるけん、今車が何台通りよる、ああ、あそこにかわいかバスガイドさんのおいしやんにやとか、すぐ一目瞭然でわかるごとなつとるとばってん、そういうふうなせつかく案内所をつくるとやったら、したらどがんなあと思うんですけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

観光協会の事務所については観光協会とも打ち合わせをしまして最終的にはそこに決定をしたという状況がありますので、それは御理解いただきたいと思っています。どうしても観光協会が太良町のイメージアップにつなげるためにもどのようにしてお客様を引き込むかというのは検討課題だと思っておりますので、今回の設計の段階でも観光協会のほうから常時中に入ってもらって打ち合わせをするようにしておりますので、それとみずからも観光協会の方たちも自分たちで勉強しに行つてこういうふうなことがいいというのを素案を持っていらっしゃるみたいですので、そういうのを今回の建物の建設には反映させたいと思っております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

この繰越明許費なんですけど、きめ細かな繰り越しと光をそそぐ交付金繰り越しと、特にこの光を注ぐ交付金につきましては、ほとんど学校教育関係のほうになっておりますけど、これは当初から学校教育のほうに限定しようというもくろみがあつてのことだったんでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そういうふうじゃありません。学校教育だけじゃなくして全般的なところでして、内容的にそぐう、向こうの要綱等もありますので、それにそぐうのに結果的にはDV対策とかいろいろありましたけども、このような町のほうでは最終的になつたという状況でございますので、全課またがったところでヒアリングした状況でございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

きめ細かな部分が約1億1,000万円、光をそそぐ交付金が1,300万円、金額的な差はありますが、この特に住民生活に光をそそぐ交付金事業ですので、すべてが決定した後にこうやって学校教育のほうで使いますというふうな予算だったわけですが、これはあくまでも我々提示されて議会で承認という形です。特にこの光をそそぐ交付金事業、金額が幾らであれ

我々にもどうだろう、何かないだろうかというふうな相談の場といたしますか、予算を組む前の相談の場があってもいいような気がいたしますけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そのような機会を設ける機会も本当は必要かもしれませんが、今回については時間的なあれもありませんでしたので、こういうふうな状況になっておりましたけども、中身的についてはそれぞれの課で検証しながら、これが必要だということで交付金事業に沿うような事業ということで出してもらった結果になっておりますので、御了承いただきたいと思っています。

○1番（所賀 廣君）

事が済んだ後で時間がなかったとか急いだとかということではなくて、何とか半日でも話し合いの場というのがあってしかるべきじゃないかというふうに思うわけですね。すべてが執行部のほうから提示されたものを見て、もう決まったやつをまたやり直すというふうなこともなかなか困難なことがあるかと思しますので、できるだけこういったものは相談提示をしていただきたいというふうに今後思いますが、いかがですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

このような事業が出てきた場合、急遽出てきた場合については、本来ならば皆さん方にもある程度のこういう内容が来てるよということは時間的にあれば説明ができればと思っておりますけども、今後そのような時間的な余裕ができれば、そういうふうなものも検討していきたいと思っています。

○9番（末次利男君）

この地域活性化交付金についてこの繰越明許の議論がされておりますけれども、これは大体ずっと今、年次ごとに一行政が行われて、最近の円高、経済不況に対する緊急総合対策というふうに思っておりますけれども、このいろんな交付対象とかそういった基準があって、先ほど所賀議員も質問をされておりましたけれども、平成22年10月8日以降、地方公共団体の予算に計上され追加的に実施される事業に限るという限定的なものであって、本当にこの景気対策の性格上、これでいいのかというふうな感じはしますけれども、なかなか限定をされとるということがいっちょの大きな足かせになつとると思うんですけれども、この地域活性化、交付金事業がこの情報というんですか、最終的には県からの通達があるんだと思っておりますけれども、その時間がなかったという、猶予がなかったというお話ですけども、いつごろ、いついつごろ来て、いついつまでにこの計画を出さんばやったのか、その辺はどうですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

その時期について私について今のところ掌握をしておりませんが、昨年の予算の段階でしたので、ちょっと私が今その資料等持っておりませんので、お答えできません。

○9番（末次利男君）

担当がかわりましたので、そのことについては質問いたしませんけれども、まさに今回の一般質問にも出ておりましたように、地方分権時代というのは地方の力量が問われる時代というふうに言われております。そういった中で当然一次補正については10月8日以降の予算計上というのが前提になりますので、当然そういった話が早目に来れば、もちろん余り緊急経済対策ですから余り猶予はないと思うんですけれども、大体の線というたら、恐らくあなたたちには情報が入るんじゃないかと思うんですよ。そういった中で9月議会で対応しとれば対象になるわけですよ。ただ、予算計上ができとらんけん、したかってもできんやったというのが結構あるんじゃないかと思うんですよ。そういったことでまさにそういうことこそが力量なんですよ。それで、そういったものを含めて今後そういったものが情報が入れば、お互いに目指すところは執行部も議会も一緒なんですから、いかに住民サービスに手厚くサービスができるかということを常に議員も思っておりますので、一緒になって知恵を出し合ってやっていくという姿勢というのが大事になってくると思いますので、ぜひともひとつそういう猶予があるとが前提ですけど、そういったことを念頭に入れながら今後行財政運営に頑張っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のようにそのように私たちもしていきたいと思っています。予算計上、緊急でこういうのを出す場合、中期財政計画とかいろいろな計画がありますので、そういうのを参考にしながら前倒しのできるものは前倒しをすとか、当然計画にのせてるものについて前にすとか、そういうふうなことをしながら私たちも検証しながら今後の計画を策定をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

報告第2号 平成22年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この改正によって太良町でどれほどのあれが増減、はっきり言えばこの保険税の増収になるのか減収になるのか。太良町に当てはめた場合、どういう状況になるのかちょっとお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今年度の課税の状況で申し上げますと、限度額の超過世帯が119世帯になっております。昨年と比べますと40件ほどふえておりますので、これは税率を改正した関係もございます。この金額でいきますと、4万円で40世帯ほど上がっておりますので、400万円ぐらいの増になると思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

前号に引き続いてですが、この先ほど前号と同じことをちょっと質問いたします。これによって実際太良町の増減はどうなるかということ、先ほどの前号と同じ内容の質問です。

○健康増進課長（松本 太君）

済みません、お答えします。

この一時金につきましては、もう既に平成21年から暫定的に増になっております。それで、これが23年3月31日までという期限つきの条例で定めてありましたので、今回国のほうが緊急少子化対策ということでこの4万円の増額の分を恒久的に行うということでございますので、うちの出産育児一時金がこのところふえるということとはございません。ちなみに昨年度が23人の900万円ほど出してしております。22年度が21人の880万円ですので、今回この改正によつての増額はございません。

○6番（川下武則君）

これは国からの補助金であつて、町独自では出産育児金の奨励金と申しますか、そういう部分は考えてないですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

これは国民健康保険の保険者に対する出産育児一時金でございます。それ以外の分に関しては町で出すようなことは考えておりません。

以上です。

○6番（川下武則君）

町長にお尋ねです。できれば、町民の方の出産のときには、町のほうで幾らか祝い金と申しますか、そういう部分を幾らかでも助成するようなお考えはないでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

もろもろ皆さんたちにお願いをしながら少子化対策で医療費の無料化とか、あるいは保育園等々も今今回で議案等々で上げさせていただいておるわけでございますけれども、今の時点では一遍に育児金までは考えておりません。段階的にそういうふうなことで持っていきたいと思つています。

○6番（川下武則君）

今、健康増進課長の話聞きよつたら、年間に20人前後か二、三十人が大体出産されとつて、1人10万円ずつしても二、三百万円で済む部分やつたら、太良町に住んでよかつたつて、太良町で産んでよかつたつてという部分がそれぐらいで得られるとやつたら、幾らかでも町のほうでも出すように努力していただければと思つていますけど、一応そこら辺よろしくお願ひしたいなと思つています。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（久保繁幸君）

これの対象人員、国保に関してよそに行ってお帰りになってこっちで出産なされるとかなんとか、そういうこともありますよね。そういうものにも適用してたんですかね、これ。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

人員については先ほどお答えをいたしまして国保世帯の方で22年度は21人の出産育児金の支払いをいたしております。全体的に申し上げますと、約60から70ぐらいは毎年お生まれにはなっております。それで、この対象につきましては、全国どこの病院でお産をされても、このお金は支払いをいたします。ただ、九州、長崎、福岡、佐賀は協定を結んでおりますので、そのどこの病院でも産婦人科学会に入っとんさったら、うちのほうで直接の支払いとかいろいろできるんですけども、例えば関東とか関西に行かれた場合は、その病院とうちと特別に契約をいたします。そこは協定が結んでないものですから、契約を結んでオーケーですよということであれば、もうお産される方の手を煩わせなくても直接支払制度とかいろいろなことができるようになっております。それができない場合は償還払いと申し上げまして、領収証を持って申請をしていただければ、お産の後に支払いをするということにいたしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

私らはちょっとわかんないです。最近の出産費用というのは、大体全国一律になってるわけですか。地域的に違って違うんですか。その辺はどのような料金になっとるのかですね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

料金的には各病院によって計算の項目が違ったりして幾らかは差がございます。ちなみに全国で最高が大体平均いたしまして東京の51万5,000円ぐらいです。最低が熊本の34万6,000円と、佐賀県につきましては平均して約40万1,000円ということになっております。それでも一応42万円支払いますので、必ず42万円は出産育児一時金としてお産された方に支払うということにいたしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

これが双子、三つ子となった場合はどのような一時金の支払いはなされておられるんですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

ちょっと最近例がないのでちょっと私も定かじゃないんですけども、ちょっと本を読みよったら、1つのお産としてしてあるような感じでした。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

ということは、3人でもこの今決められている39万円ということですか。そして、医療費がどのようになるのかですね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

出産の一時金ですので、1回の出産についてですので、双子でも三つ子でも出産は1回と思いますけども。一応後でまた確認をいたしましてから御報告いたします（32ページで訂正）。

以上です。

○議長（坂口久信君）

健康増進課長、医療費はどぎゃんなる。

○健康増進課長（松本 太君）

失礼いたしました。

ちなみに医療費というのではなくて、あくまで出産に係る費用ということになっております。医療費につきましては、国民健康保険の3割負担ということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第24号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この中に具体的にはちょっとあれですが、監査の報告の中で平成22年度の道の駅北側公園災害復旧工事の随意契約についてということで意見書をここにもらっておりますが、このことについてちょっと質問いたします。この工事そのものは本体工事、展望台の工事は私もちょうと見るまで以前に振り返ってはしてないんですが、本体工事そのものは復旧じゃなく本体工事そのものがこれ大体幾らでできた品物ですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、その資料について持ってきておりませんので、後だって。

○5番（牟田則雄君）

内容についてここで指摘を受けてるんですよ。この瑕疵担保は、これは大体契約上何年になってたんですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

瑕疵担保については1年です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この場合は該当しますか、しませんか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

その件につきましては、工事が済んだ後、ちょっとはっきりと資料持ってきてませんので

はっきりしたことは覚えておりませんが、工事は3月末で済んでいたんですけど、4月の下旬のたしか集中豪雨でそのときの雨量も時間雨量20ミリを越えているというような集中豪雨がありまして、その豪雨によりちょっと芝とか展望台の斜面がちょっと崩れたというような内容でありましたので、瑕疵担保というのは1年間というのがありますけど、原因がそういったものでありましたので、随契のほうで町で復旧を行っております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは緊急的なもの、災害、今言われとるように想定外の事情が起きたということでこれは発注されてるわけですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりであります。随契でありましたし、本体の業者さんに工事費についても低い金額で行ってもらっております。

○9番（末次利男君）

今、議案第23号ですか、確認です。

○議長（坂口久信君）

第24号です。

○9番（末次利男君）

第24号ですね。

○10番（山口光章君）

第24号の12ページの災害復旧費。よかですか。

○議長（坂口久信君）

よかですよ。

○10番（山口光章君）

災害復旧費の1,217万5,000円というふうな予算が立っておるわけでございます。これは3月議会のときに質問をするべきだったと思いますけれども、実際この前大分雨が多量に降りましたよね。それで、そういうふうな自然のそういうふうな災害という面を兼ねて、安穩の里、実際工事中に関してちょっと災害的なことがございました。1つは土砂が崩れてみたり、たらふく館の場合も展望所も崩れてきました。そういったことを先走るつもりはございませんけれども、安穩の里の建物付近を見てますと、急傾斜になっておりますよね、表も裏も。土質的には粘土質で岩石の多いあれですから大丈夫だろうとは思いますが、そういった面でどのように災害のあれは考えておられるのか。災害ですから、はっきりわかりませんよね、実際。推定で言うのではないんですけれども、そういうこともやっぱり頭に入れとかないかんというようなことなんですけど。工事中においてはそうだったかもしれないけども、実際建物ができてしまえば、いろいろな災害において被害があると思うわけですよ。そこら

辺をどのようにお考えであるかということは、災害復旧費に1,217万5,000円か、というふうな金額は後で補正はできるかもしれませんが、実際このようなあれで大丈夫だろうかというふうな気もいたしますけれども、そこら辺をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

安穩の里の議員よく御存じだと思いますけれども南側のほうが三段階のほうに段切りみたいな格好でかなりの傾斜がございます。その分につきましては工事中にもやっぱり1回崩れるような状況がっておりますので、そういったことは工事中でしたのでそういったことを先に見込んで対応するように上のほうをちょっと水切りをするようにその準備はいたしております。その後も災害等があれば、即座に対応しなければいけないと思いますけれども、吹きつけ等も行って、今かなり芝等も伸びておりますので、様子は見ていきたいとは考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

実際万全を期すというようなことを十分考えて、いつ何どきそういうふうな災害があるかもしれないと、操業中にそういうふうなことがあったら、ちょっとこれはお手上げ状態ですから、実際ですね、それで工事中とはいえ、全体的に完成した結果の中で本当に高さが勾配が非常に高いというようなことがありますので、その辺は十分気をつけていただきたいというふうなことを申し上げておきます。

○5番（牟田則雄君）

今の安穩の里のことについての前回補正で750万円近くの補正、基礎工事がふぐあいやったということでされて、そのときに提出されたときにすぐ現場を見に行ったところが、もう母屋ができ上がって基礎の部分を確認のしようがなかったものですから質問したところが、大牙の先が折れたりいろいろあったということを説明あって、それが何本ぐらい折れたのか、実質どれぐらいの損失だったのかということがわかったら後で調べて教えますということだったんですが、それは何本ぐらいあれ折れたんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

詳しい資料はちょっと持ち合わせませんが、多分6本の尾がやられたとは記憶しているような状況です。

○5番（牟田則雄君）

落札後、向こうの設計事務所さんたちも交えていろいろお話をしたんですが、ここ試験掘りするときも、ここを掘りなさいというのは太良町の担当者じゃなく請け負うた設計事務所のほうでここを掘ったが試験掘りとしては間違いだろうという指示は設計事務所のほうでい

たしましたという、そんなときの現場での話し合いの中ではそういう返事やったわけですよ。本来は自分たちがここを掘って試験したら一番危ないところというところを選んで、最悪な部分のところを掘って大体設計事務所あたりは設計の算勘の資料にするもんだと思うんですが、自分たちが指示しているながらここに玉石が入ったけんとかなんとかというごたることで、先が折れたから七百万円の補正を組んでくれというような、普通一般は通らないですね、そこまで自分たちが試験掘りして、自分たちが指示したところを何か所か掘って、そしてそこに不都合が生じたというときは、全部ほかの国の事業なんかはすべてそりゃ業者の責任で折れても何してもやるわけですよ。もっと大きい井戸を掘るとき、あの直径90センチぐらいをやるときには、大体先だけで1,000万円近くかかるといって、そんなのも全部請け負う会社の責任によってそれは全部やっているわけですよ。だけん、ちょっとそこら辺が試験掘りまでさせて設計事務所に指示してどこを掘れという指示まで設計事務所のほうでやっていたながら、先が折れて掘りにくかったけん、太良町に甘えて補正してくれというのは、これはちょっと普通一般考えられないようなことですので、今後そこら辺はよく検討して、そしてもし補正を組むときには、我々が確認までできるときに、こういうことでちょっとこの工事は難しかごたっけんというたことをできたらお知らせしてもらうて、我々もそれを確認して納得してその補正も賛成したいわけですよ。だから、今後できたらそういう方向にお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうからお答えいたします。

これは牟田議員おっしゃるとおり試験掘りというのは全体的な試験じゃないんですね、一部指定をすることを試験掘りといいます。これ国庫、国とかの補助事業になれば試験掘りじゃなくて本実質調査といまして、本当に建物の中に方眼を組んで正式には土質調査をせないかんということで、それなりの土質調査設計業務とは別に発注をせないかんというシステムになっておりますので、そちらの方は当然事前のデータ調査ということで金も上積みになると、何百万円かですね。今回はもう単独だったから試験掘りという形でやっておりますけども、今後はもうそういうふうな事業につきましてはそういうふうなことで方眼を組んで別途で発注をいたしまして実質調査をしたいというふうに思っております。

○10番（山口光章君）

それで終わろうと思ったんですけども、補正の問題で私がつけ加えたいのは、実際そういうふうな基礎の段階で補正が組まれましたよね、実際ね。で、はい、そうですかというて補正をどんどんどんどんつくるわけですよ、実際。だけど、それはやはりある程度の調査はしていただいていると思うわけですよ。簡単に補正、補正で、だから先ほど言いました私の休憩所の場合は、災害ですから、これいつ何どき緊急の対策につながると思うわけですよ。その場合は仕方がないけれども、実際そういう場合であっても、こうなったから補正、ああ

なったから補正というようなことではいけないと思います。これから先は何の建物をつくろうと何でも、実際、だからそういう面である程度の調査が十分にできているのかなど。傾斜のことにこだわるわけじゃないですけども、実際、そこら辺はどのような調査の資料が残っておりますか。完全だということ。

○町長（岩島正昭君）

関連ということでございますから、総体的にお話を申し上げます。

まず、人間の目というのは透視ができないもので、土の中はわからなんですよ。建物、結局地面から上の部分については変更というたらおかしいんですよ、これは。もう設計のごとせんばいけんとかやっけんが。ただ、土の中がわからないからそういうふうな掘削の結果云々とか、試験掘りの結果云々という変更が当然生じてくると。だから、それも全然変更対象にせんということは請負業者はどうかなど、果たして請け負いする者がおるかということですよ、実際仕事に入って、さあ、土の中に30メートルも40メートルも下の中に石があるか岩があるかというとはわからんわけですよ。だから、密にずっと調査をせないけん。詳細な変更内容にするためには、それだけの金をどんどんどん調査費につぎ込んで建物をせないかんというふうになりますから、だからまず御理解をいただきたいのは、そういうふうな土中の中の変更については国も会計検査を認めてるんですから、変更は、ただ上屋、屋根等についてはどうしてこういうふうな設計事務所の責任で変更が生じるかというふうなことを徹底的についていいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

以前出されとったあそこのしおさい館の横の温泉ですね、あれを大体600万円近くの前算をかけて埋め戻すということで一応承認はしたんですが、その後いろいろ聞いてみましたら、間欠泉みたいに特別に噴き出しとらん限り1メートルぐらいのコンクリートなんかを入れて上をぴしゃっと舗装したら、それで大体かなりの大きさまでオーケーというような専門家さんたちの意見をちょっと聞いてきましたので、参考になれば参考にして、そういう大きな金額をかけんでできるならそういう方向でぜひお願いしたいんですが。

○町長（岩島正昭君）

今、議員おっしゃるとおり、私も予算要求の中でぎゃんどっさいかかるもんかって、100万円ぐらいでよかということで、そりゃ見直して、もっと全体的に入札をして、ただある業者から見積もりをとってそいば予算上げとるわけですね。だから、おっしゃるとおり、本当何分の1かで済むと思いますから、もっといろんな方法でまだ発注はしてませんから、そういうふうなことで発注したいと思います。

○1番（所賀 廣君）

補正第7号の15ページを見ていただきたいと思うわけですけど、ここに交通安全対策特別

交付金ということで今回の補正が2万2,000円とこういうふうになっております。この交通安全特別交付金、これと今あります太良町の交通安全協会との関連性といえますか、この交付金と関連性と関係あるのかどうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ありません。関係ございません。

○1番（所賀 廣君）

交通安全協会大浦支部のほうはまだ存在しておりますけど、多良支部のほうは多分平成20年、3年ぐらい前にこの機能が成り立たないといえますか、存在しないような格好になっていると聞きますが、その後この多良支部のほうの交通安全協会というのはどのようになっているのか、町長お尋ねしたいと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、ことしの区長会の総会の折に、詳しく言うと事務嘱託委員会の終わりのときに、伊福、多良、糸岐の区長さん方にお残りいただいて、その交通安全協会多良支部なんですけども再結成したいということを申し上げまして、今月の17日に多良の防犯協会があるんですけども、その防犯協会のときにはその多良、大浦と分けると多良地区の区長さんが全部集まっていますので、そのときまでに再結成をしてよいかどうかという結論を各地区に持ち帰って話をさせていただいて答えをくださいというふうに言っております。その今、少し何地区かはもう既にその結果をいただいておりますけども、それで例えばしよう、推進しようかと、再結成しようとか、いや、ちょっとまだそれは早かろうとか、そういう話を6月17日の防犯協会の一番最後のその他の項あたりでお話をさせていただいてどういう形になるかということでございます。じゃ、それでも、もうじゃしようかと、推進しようかと、再結成しようというところで、だけでもじゃやりますかとか、いやいや、まだ時期尚早だから、ちょっともう少し時間を置きましょうとか、いろんな話が出てくると思うんですけども、そのときの区長さん方の話し合いの結果次第ということで考えております。

○1番（所賀 廣君）

17日といえますと多分あしただと思いますけど、うちの油津のほうですけど区長からも防犯協会の折にそういった話になるということで少し話し合いをしましたけど、これが総合的に各部落の方の意見等々が集約できたら、今年度は恐らく無理だろうというふうに思いますけど、多分24年度からは、じゃそういうふうにしようという、基本的には前向きな発想なのかどうか、町長の御意見を私は尋ねたいと思いますが。

○町長（岩島正昭君）

今総務課長からのお話ありがとうございましたとおりに、事務嘱託員会の中でそういうふうなお

話が出まして、実は多良地区、糸岐地区の、伊福を含めてですけども区長さんたちにいろいろるる協議をしていただいたわけでございますけども、持ち帰ってこの集会等々にお諮りをしたということで、ちょっとそりゃ賛成という集落もある、あるいはそれはちょっと待てというふうな集落等々もあるようでございます、私の耳に入ったとはですね。だから、あしたの中でどういうふうな各集落の結果が出てくるか、それによって私のほうからできればそれでも交通安全協会については存続していただきたいんですけども、果たして伊福、多良、糸岐の各行政区の中の何割ぐらいの方が存続で改めてやろうというふうなことになるのか、その結果で後はそんならば賛成集落だけで組織を立ち上げて、そしていろいろまだ協議中の集落については後で入っていただくというような方向になるのか、そりゃもうその協会の中で決めていただきたいと、その結果を聞いて、私のほうはまた話し合いをしたいと思います。どうなるかわかりませんが、結果次第で、私は考えはできるだけ大浦も存続していただいとるから、多良だけこの鹿島管内でないというのは、ちょっといかなものかと、だからできれば新しく立ち上げて再スタートをしていただきたいなというふうに思っております。この新1年生とかなんとかこの交通安全協会のランドセルのビニールのカバーとかなんとかも今までずっとやってるわけですね。だから、そこら付近についても多良はなかというわけにはいかんもんですから、できるだけ皆さんの御理解のもとに新たに再スタートできればいいなというふうに思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今、町長の答弁では、参加の地区ですね、集落、地区だけをとか、そういうんですけど、これはそしたら仮に参加としたら、何割ぐらいの参加で協会を立ち上げるのか、私たちの地区も区長に一任ということで決定しております。しかし、要件としては山間部の小さい部落じゃのうしてこの伊福地区も含めてこういう大きい部落がどのぐらいの参加の住民の了解をとるのか、希望者、いいですよという人だけを集めて協会にやるのか、半強制的に寄せてやるのか、その辺の空気を読んでから伊福地区の区長、こういうふうに判断をしてくださいということで区長一任をやっておりますから、やはり協会の集まっていたいていとももちろん大事、意見を聞いてというのも大事ですけども、なるべく強く町長あるいは執行部あたりから区長にお願いしてこういう要望だと、こういうことを新しい生徒にもこういう手助けをやってるんだとか、その辺を強く全地区ということに近いことを前提にこれしてもらわないと、参加をちょっとこの会はちょっとできないというようなことになったら、もう永久ということもありますから、その辺はよく判断して、そしてお願いするのは町のほうから少しかつたらということで強い言葉をかけていただいて組織をつくっていただかないと、なかなかこれは進まないんじゃないかと、こう考えるわけで、いま一度町長の答弁を。

○町長（岩島正昭君）

その件につきましては、私のほうからも強く要望した結果、それではここでできればきょう決めてくださいというふうな話し合いしたわけですね。ここで部落の方々から区長独自で決められないと、持ち帰りという形になったわけで、さっきは例えばの話はしましたけども、むしろせっかく寄っていただいて100%同意を得るとが一番ベターですよ。例えばその中で仮に多良、伊福、糸岐で仮に30集落の中で1集落か2集落がちょっとうちはできんばいとなった場合にどうするかというふうなことを特例の形でちょっとお話しして申し上げたわけですが、だからそこら付近については皆さんたちでどういうふうな決め方になるのか、私のほうはぜひとも多良だけでできとらんということは余り集落到に会議等々も行っても、多良はまだかなというふうなことで大浦は来ていただいて多良は来とらんというふうなことは、何か会議行ってもちょっと日影を見るもんだから、できるだけ、できるだけって、もう絶対これはつくってくださいというふうな意気込みでお話をして、そして部落持ち帰りという形になったわけです。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

今の問題については、いろいろなところで聞くわけでございますけれども、これについてよそがやってる中で、もちろん大浦もやっておると、多良だけやってないというのは、大体自然の姿として非常におかしな姿なんですね。ですから、これはもう町長、ぜひ足並みをそろえろとか何とかやなくて、やりましょうということでやっていただかないと、いろんな問題に惹起してくると、惹起したときに陳情等についても効果がないとか、あるいはこのいろんな安全対策であるとか何とか総合的にこれは活用していかないかんとということですから、ぜひともこれは総務課長も同じですよ、積極的にお願いをしたいというふうに思います。過去の経過についていろいろございますけれども、過去は過去としてこれからスタートするんだという立場に立ってぜひお願いをしたいというふうに思います。

○5番（牟田則雄君）

このことについていろいろ意見も出されておりますが、確認ですが、これは大体基本的には任意の団体でしょう。そこのところをよく踏まえて推進していただかないと、行政主導である程度皆さんからのそういう意見が出てくるからということで推進されるのは結構だと思うんですが、今、区の空気としましたら、前回これが解散になるときが余りにも内容が悪くて解散になったということがみんな知っておられるもんですから、これを結成してという場合も、あくまでこれは任意の団体であるということを基本に、絶対忘れないようにして、そして進めるのは進めていただかないと、変に誤解されて行政のところは事務局でん置かすとばいとか何とかというごたる話がもう外には出て、それは任意じゃなかないというごたることになってます。それで、2年間か3年間かあって、そのデメリットと、つくった場合はどういうふうにして参加した人はこういうことがいいことと言えれば別にあれじゃなかばってん、

そういう面がこういうことがあるからぜひ太良町には結成せんばいかんばいというような、その指導する場合の内容的なものも含めて説明の中に入れていかないと、余りにもまだ時が解散してから近いものですから、何か皆さんが疑心暗鬼になってなかなか二の足を踏んでいるところが多いと思います。そこら辺を進めるにしても、あくまで任意団体ということは、もうはっきりその中に承知して進めていただきたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えいたします。

今回、先ほど事務嘱託委員会の際に残っていただいて、その関連の資料を各区長さんのほうにお送りいたしますということで言ったんですよ。現実にはその後1週間ほどしてから送ったわけですが、その中にちゃんと資料の中に任意団体、しかもこういう構成、例えば全日本があり九州があり県がありそして地区があると、その中の一番下のほうの鹿島地区交通安全協会の中の多良支部ですよという、これが本当の名称ですからということもちゃんと資料を添えてやっておりますので、各区の区長さんにおかれましてはその内容を伝えていただいているものはこちらのほうは考えております。

○2番（山口 巖君）

ちょっと今の関連で、というのは多良地区安全協会、今までずっと以前は順調にいったわけですよ。そして、こういう結果になったという原因をつかんでいるわけですよ、どういふことでこういうふうになったと。あの辺はもう少しして、ということはこの協会へ金をやって参加している人たちは全く知らない、あの辺ももう少し多良地区だけどうしてこういうふうになったのかという、それも一つははっきり、はっきりというか、出せるところと出せないところも多々あるとは思いますが、その辺も踏まえて二度とこういう失敗がないような組織づくりということの一つは目指していただきたいと思います。回答要りません。

○6番（川下武則君）

それで、実は多良のほうに交通安全協会がないから実は川原のところの信号がつかんとやなかかとか、私のほうにもそういうふうな苦情も結構来よつとですよ。ほいで、たまたま前の大浦巡査の重松巡査と会うたときにこがんこがんで言われよつとぼつてんがどがんねというたら、いや、ちゃんと町長も議長も総務課長も一緒になって陳情に来られてますということは一応聞いたとぼつてん、その結果はどがんやったですか、あの信号機を取りつける件に関してですけど、川原のところですよ。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりに、まず5月9日やったですか、鹿島の警察署長に会いに行って、その後16日に佐賀県警のほうに要望書を持っていったわけですね。同行は一応、私、区長会長、県会議員、総務課長と4名で行ったわけでございますけども、結局する説明をした結果、ある程度こういうふうな事故の把握ということができとつとかなというふうなことで向こうの

ほうに県警のほうに行ったところが、鹿島警察署から報告がっておりますと。そんならば、死亡事故がない限りはせんとかと、事故を把握しとんなら、予算がないのかどっちかと、もし死亡事故があった場合は、ここに来た町ですね、県議、私、議長、全部町民から絞られるっちゃなかということで、早急にという形をお願いをして、経費は幾らぐらいかかるとるかというふうなことになるわけですけど、金がなかとやなかですかということで約1,000万円というわけですね。だから、しないじゃなくしてもう前向きで県内で10カ所信号の要望が出るとということで、10カ所のうちにもう3本の中に入れてくれんかいというふうなお願いをして、できればことしいっぱいあるいは来年というふうなことでぜひともやってくれというふうなことで要望してきたとこで、だめとはまだ向こうからも言っとらんけん、またある程度月数がたてば、また催促していきたいというふうに思っております。ただ、仮に点滅の信号ならまっと安いそうですよ。でも、将来的にはあれは町道、農道で残すわけにいかんもんだから、将来的には県道等々に昇格をしたいということで国道並みの赤、黄、青のそういうふうな正式な信号をしていただきたいということで1,000万円という金が出ております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

この議案は平成22年度の額の確定による補正ということとと思いますけれども、やはり自治体運営というのは財源確保、これがもう最大の大きな課題になってくると思います。過去を振り返ってみますと、平成19年度には住民税の税源移譲というんですか、そういったことで財源の確保ができておりますけれども、16年、17年ごろのことを考えてみますと、交付税が5%毎年削減されるということで、これは大変だということで行革が進んだと思いますけれども、最近額の確定を見ておりますと、地方交付税なんかになりますと7,597万5,000円という増額補正がなされておるのに対して、県も非常に今財政が厳しいということで、けさの新聞にも4年間で130億円縮減、圧縮するという報道もなされておりますが、そこで国庫負担金と国庫支出金ですね、と県支出金がそれぞれ減額をされているのは、地方交付税の増額と相関関係があるのか、きめ細かな交付金事業との関係でこういうふうになっているのか、その辺をまずもってお尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

国、県の支出金につきましては、その関係はございません。

以上です。

○9番（末次利男君）

どういうことで、見込み違いですか。

○財政課長（大串君義君）

見込み違いというより、決定が最終支給というか、補助金の額、負担金の額等がずれ込むと、いつも3月末ぐらいに実際の確定が来るというふうなことで、なかなかそこら辺の実際の額がつかめないというようなことで、こういう形で専決でお願いしているというふうな状況でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

確定がおくれたという理由、ちょっと私もよくわかりませんが、要するに経常収支比率についても平成18年ごろは93%、もう94に近くほどなったんですね。これはまさに黄色の点滅というよりも赤信号ですよ、そういった状況に陥ったという反省もありまして、これはもう要するに歳入の見通し、これこそが行財政の大きなポイントになってくるというふうに思いますので、今のいろんな質問の中にもありましたように震災が発生する、県も非常に厳しい状況、もうまさに五艘戦乱というこういう制度の中で国が、県が風邪を引けば、町村はもう重症患者ですよ。そういった一瞬にして重症になるという不安定な、あるいは脆弱な財政基盤にあるわけですよ。そういったことですので、ぜひともこういった見込み違いというんですか、そういったものを注視しながら、やはり今後特に国が不安定という状況になりますので、例えば地方債についてもある一定そういったことを考えながら行財政運営をやっていただきたいというふうに思います。ここがちょっと気になりましたもので質問いたしました。

○12番（木下繁義君）

この交通安全対策の内容についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、多良地区のほうのお話では車の車種によって1台、一番大きな車の会費というふうなことをちょっと聞いたんですが、今大浦地区は1家庭に1台と、車がおるところと思います。これは3年ぐらいになるかと思いますが、うちの総会で5台おところは車種によって5台分出しよったわけ。そしたら、その会費の行方に疑問がみんなが持ったわけですよ。なぜかというたら、その人が定かでないということですね。多良地区がどういうふうな状況でこの協会が自然消滅みたいになっているのか、私はわかりませんが、私も安全協会に十何年ぐらい会員として勤めたことがあるんですが、うちの部落でも町でちゃんと交通指導委員というのがおるじゃないかと、それでそれだけ1台に例えば軽で400円ですかね、それからライトバンで600円とか、いろいろ車種によって金が上がっていくわけですが、竹崎あたりでも十五、六万円の金を納めよったんですもんね。そしてまた、安全協会でミラーを設置するというようなことも以前はやったんですが、今もやっぺらっぺらと思っておりますが、ほとんど町のほうである程度賄いが最近はされていると、それからまた設置状況ももう大いに進んでいるというような等々も意見としてありまして、もう3年ぐらいになるとと思いますが、もう1軒に車がおるところは1台ぐらいでもう竹崎は決めようというふうなことで決めて、そしたら今度は軽

のおっところはどぎゃんすつとかと、軽も500円取るのかという意見がありまして、軽はそいけん恐らく300円で徴収をされていると思います。その辺も太良町内ですから対策協議会が再開ができれば、一緒に同じ金額で、それから部落になつとん、部落になりとは内容報告を決算状況を報告してもらえば理解ができると思います。

以上です。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましても、私は以前が各家庭に例えば車が何台かおったら、それぞれの車種によって幾らもらうというようなことが決まっておったというのはちょっと余りよくわからないですけども、今回再結成に当たりましては、一律1家庭から車を持っておられる家庭からは一律の料金をもらうようにしたらどうですかという御提案をしてます。それも500円とかなんとかいろいろあるわけですけども、この鹿島藤津地区の状況を見ると300円とかというところもあるわけですよ。それは今度再結成されるときに皆さんが多良、糸岐、伊福地区の区長さん方が皆さんでどういうふうにお考えになるか、そういうことはちょっとこちらのほうは情報としては言いたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第7 議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

15ページ、今回大幅に減額補正ということで、ちょっと余りにも額の見込みというのがどうかなという感じはしますけれども、一方では逼迫した国保財政の中ですから、担当としてはこれはもう当然心情としてはわかるわけですが、今回のこの額を見込んだことに対して減額が結果的にこれで減額で終わったわけですが、その主な考えと違った点とございますか、そういったところをちょっとお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

15ページの療養費、保険給付費関係でございますけれども、末次議員言われるように9,320万円の補正減ということで、これは医療費に係る分でございますので、医療費がそれだけかからなかったということでございますので、町としては非常によかったと思うんですが、一応医療費がここずっと伸びてきております。ですから、予算関係も保険給付費関係はもう上乗せをしているところでございましたけれども、ことし結果としては余裕を持って3月の時点では大体多目に残しとったところでございましたけれども、医療費が少なかったと、単純に言えばもうそれだけでございますので、今言われたようにもう少し大きな補正減とかしないような、補正増とか減とかしないような予算組みをしていくべきかとは考えておりますので、今後こういうことが余りないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

これから先、高齢化社会になって、どんどん医療費というのは伸びていくし、加えて先端医療といいますか、高度医療志向というんですか、そういった患者のそういった志向もあるし、またずっと従前から言われておりました新型インフルエンザ等々の心配も当然あるわけですが、そういったものを考慮していきますと、将来的には圏域連合という話もちらちらしてありますけれども、そういったものを抜きにしましても国保財政というのは恐らくこういった状況が一進一退というのが続いていく、非常に不安定な財政運営を強いられているというふうに思います。その最たるものは、当然以前は5億円近くの基金を有しておりましたけれども、それも枯渇して本当にどうするのかという、非常にこういった景気の悪い時期に税率アップとかいろんなことを考えなければならないそういった状況にあるわけですが、今回減額という形で一般会計から繰り入れをせんでよかったということは、これはもう幸いなこと、これはもう医療費がかからんやっただということですから、それはいいことですけれども、当然予防事業に力を入れていただくということは前提で、もうちょっと余裕ある財政運営をせんと、これは担当としても大変だろうし、これはもうなかなか予測不可能なところがありますから、当然ながらこれは十分余裕を持ってという担当の気持ちはわかるわけですよ。それで、そこらをまだ、私は最低1億円ぐらいの基金を有しておれば、こういったおどおどした財政運営はせんでもいいというふうに思いますが、そのためにはどうするかということにつながっていくし、そこらの総合的に将来的な考え方としては、そりゃ将来はもう県の広域連合になったとき、それはそんなときそれに従わじにゃということか、やっぱり確かによそを今考えてみますと、そういった一般会計から繰り入れている自治体というのは多いわけですよ。そういうことで、そういった余力を持った財政運営の考え方としてはどういうふうに考えて、担当として考えておられるか。それはなかなか財源の確保なんか非常に厳しいわけですので、そこらは抜きにしても、大体理想的な運営というのはどういうふうなものか、ちょっとお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

非常に難しい御質問でございます。今後の国保の財政の運営につきましては、余裕ある財源があれば成り立っていくわけなんですけど、余裕のある財源をするためには、もう国保税の改正しかないですね。今回、大分ちょっと改正をいたしまして国保の被保険者の方々には非常に迷惑というか負担をおかけしているんですけども、税を抜きにしてどうするかということであれば、もう健康づくりですね、健診関係をとにかく毎年受けていただいて病気の早期発見と、そして早期治療、それしかございませんので、今うち健康づくりのほうと国保の保険係のほうでタイアップをしながらどうしたらいいだろうかということで特定健診の向上、

それからがん検診の向上を今一生懸命ちょっと考えているところでございます、それから特に精密に保健指導が必要な方々には、夜間に電話を入れたりしてとにかく改善をしていただくという方法をとるように、もう実際行動に移しておりますので、それが端的に効果にあらわれてくるかどうかはちょっとまだわかりませんが、やはり医療費がかからないようにするためには病気をしないというのが一番ですので、これからはこの病気をしないような町を挙げてスポーツも含めたところで健康づくりをしていくのが必要じゃないかと考えます。

○6番（川下武則君）

今、健康増進課長が言ったように、まさにそのとおりかと思えます。実はうちの会社でもたばこをやめたら10万円の賞金を出すと云ったら、実に12人の方がおやめになりました。もちろん何で賞金を出したかといいますか、そういう部分でもそういうふうな奨励をいっぱいやっていけば大分違うんじゃないかなと思います。啓発活動をこの前も全員協議会の際にもそういうふうなことをするというような話になっておりましたけど、そういうのを毎回毎回啓発してそうやって本当に病気にならないように、医療費がこれだけもうないんだと、底をついてるんだと、基金がないんだというのを何回となしにするべきじゃないかなというふうに思います。うちの議会のほうも賞金を町のほうから出してもらったら、多分いっぱいやめてくださる方がいるのかなというふうに思っております。そこら辺、どうですかね、何か賞金なり何かつけたらいいかなと思うんですけど、増進課長、どうですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

確かに賞金とか商品とか出し切ったらいいかとは思いますが、その辺に関しましては、今のところ国保の特定健診関係は佐賀市あたりは観光協会とか飲食店組合とかちょっとタイアップをして割引券を出したりとかしているのがあります。ちょっとうちのほうも今何かでけんやろうかということで今検討はいたしておりますが、この辺につきましてはまた上司あるいは運営協議会、議員の皆さん方と話をしながら検討していきたいと思えます。

以上です。

失礼します。

先ほど久保議員の出産育児一時金のことで双子とか三つ子とかどうなるのかという質問がありましたけども、一出産と言いましたけども、ちょっと調べましたら、双生児等、双子等の場合は一産児排出、1人生まれたことで1出産ということですので、双子の場合は2出産ということで2倍になります。おわびして訂正いたします。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第27号 太良町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

現在、6歳までですかね、就学前までが助成を受けているということで、3歳未満は300円を超える額を医療機関に直接支払うということで設けられてますけど、3歳以上は申請者に支払うということになってると思うんですけど、この申請者支払いを申請する人は割合にしてどのくらいの方が申請をされてますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

22年度実績で見ますと、大体45%ぐらいが申請者の償還払いになっております。

以上でございます。

○3番（平古場公子君）

やっぱり医療機関に直接支払うのと、ちょっと一時立てかえ金のごとして自分の財布から出すということは、そりゃ助成をしてもらうんだからちっとの面倒は見らんばということはいよくわかるんですけど、そこが保護者同士の意識の違いだと思うんですけど、これを町長がせっかく少子化対策として取り上げられておりますので、町民に直接受けるには直接医療機関のほうに3歳児までのように町単独ですから直接医療機関に払うということとはできないものかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

御質問の趣旨につきましては、現物支給ということで直接患者の方が300円だけ納めて、あとの分は町のほうから医療機関に支払うという形が現物支給で、それが拡大できないかという御質問だと思います。それで、今現在現物支給が行われているについては、全協のときに資料をお配りしましたが、3歳未満の部分に限られております。これは県下統一でございまして、各市町村と国保連合会通じて各県内の医療機関あるいは指定した医療機関と協

議をして契約を結んでそういう制度をとっております。ですから、太良町だけが現物支給という形になりますと、太良町と各県内の医療機関もすべて個々に契約を結ばなくちゃならないという形になります。そうしたところ国保連合会との医療事務とのまた審査、手数料とかも変わってまいりますし、県が統一して3歳未満とやっておりますので、できれば各市町村まとまってそういう形をとられれば一番理想だと思っておりますけども、今現在佐賀県内で3歳から就学前まではすべて医療費助成を行われておりますけども、それ以上ですね、小学生から中学生までの間で各市町村で医療費の助成ばらばらでございます。その分が統一できておりませんので、この償還払いについても県統一して医師会等の話し合いの中で成立をすればできる話なんだろうけども、今現在県内の市町村でそういう統一的な制度はとられておりません。ですから、ちょっと現実にはなかなか厳しいなあというふうに思っています。

それと、もう一つつけ加えますと、現物支給にした場合は、患者さんが窓口で支払う金額が少ないもんですから、医療費の増大に客観的につながるという考え方で国のほうで国保の調整交付金の減額措置が実はなされております。これ全国的な問題になっておりまして、その分については国等への要望をいろんな地方団体とも進めている段階でございます。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

今現在毎月就学前まで三十数万円ですか、助成が行われてますが、これを12歳までとした場合、年額どれくらいの見込みをされていますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今、23年度の予算では、乳幼児医療助成として1,416万円を当初予算で計上させていただいております。それで、今回の条例改正に基づく補正ということで約600万円を計画をさせていただいております。これはあくまでも8月1日施行ということで10月からの支払いということで半年分でございますので、平年分にしますと約1,200万円の助成が必要になるというふうに計算をさせていただいております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

助成を受けていて転出になった場合、わかりませんか、仮に医療費助成を受けていた場合、その期間で助成を受けて、その医療費のね、助成を受けていた場合、また転入になって病気を持ったままでおいでになった子供さんたち等々の扱いはどのようになりますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

太良町の町民の方で医療を受けられた翌月から起算して1年以内に申請が可能ですので、その診療を受けられた日が太良町民であれば該当すると思います。

以上でございます。（「転入の場合」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

住所を太良町に有することが条例上の要件になっておりますので、太良町に転入された後受診された分が対象となります。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

助成のところで、薬局については一部負担金に相当する額を助成するとしてありますが、薬については助成はしないわけですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

薬剤の場合は300円は払わなくて全額助成をするということでございます。薬剤だけの医療サービスというのは多分ないと思いますので、医師の医療保険の給付プラス薬剤給付となるとと思いますので、薬剤保険給付についてはセットになつとる、大体医療サービスとセットになっておりますので、薬だけもらう給付については300円はいただかないという形で、これは全県下統一でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第27号 太良町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第28号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第29号 不動産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

この件については、各種団体といますか、数団体からの要望事項を受けて町が新たな地域活性化を図るための施設整備をするということで再三全協あたりで説明を受けて、内容については大体承知しとるつもりでございますけれども、今後この土地取得を終えた暁のことですね、どう本当に地域活性化につなげていくのか、これはこういったたぐいのものは今回で2件目でありまして、まだまだたらふく館等々の当初の本当の町の基本方針がはっきり定まっとらん中でうやむやでいたところも多分にあります。これは大きな反省材料ですよ。こういった轍を踏まないために、購入した後は町が主導してどういう総体的などうするのかというとは町が関与して余り引け腰にならんでやっていただきたいというのが私の願いであります。そういったことで、同じ反省材料を繰り返すことなく学習効果を十分生かしてそういったことをやっていただきたいというふうをお願いをしておきます。

以上です。

○6番（川下武則君）

同じような話なんですけど、実は今回買うとこの前に町有地がありますよね、その国道挟んで、その町有地の売却をずっとあれしとるばってんが、あそこを買って活性化につなげるということであれば、あその土地は売却しないで駐車場とか店員さんたちの駐車場とか、そういう部分で使えんのかなあというふうに前々から思ったとばってん、そこら辺はどうい

うふうな考えでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員からそういうふうな御提案もありましたし、今のところ早急に売ることについては今考えておりませんので、1回ここに出しましたけど売れませんでしたので、今後の建設とかいろいろなところで出てきますので、今状況はまだそのままの状況で今後していきたいと思っています。また、何かありましたら、皆さん方に御提案できるときも来るかもしれませんが。

○6番（川下武則君）

それと、この前の一般質問でも山口議員さんが質問されたと思うんですけど、墓所がありますよね、その墓所にしても一緒なんですけど、一般の方がかなり今度町外からも来られたりいろんなところから来られたりする中で、墓所あたりも太良町としては丁重に取り扱ってらんだというふうなそういう部分もやってもらいたいなあという思いがあるんですけど、そこら辺は環境水道課長どういうふうなお考えでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

そこの油津の現地の墓所につきましては、こういった企画のほうからもどういったことが計画されるか、その辺も詳しく聞きながら、また対応していきたいとは考えております。

以上です。

○6番（川下武則君）

それで、近場にいろいろな要は道よりちょっと低い部分になってますし、いろいろ隣、近隣のそういうふうな理解といいますか、結局そこに人が集まるとに近隣のほうの理解とかそういう部分は1回ぐらい調査なんかなされてますかね。住宅が近くにあるじゃないですか。住宅とかなんとかあるもんやけんが、そこら辺の方たちにもそういうふうなこういうふうなことをしたいんだという、まだそこまでの話はなっていないんですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回のまず財産の不動産の取得が終わった段階でそういうこともまた出てくるかなあと思っておりますけど、今の状況ではまだそこまで至っておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 不動産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時昼食のため休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第12 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第30号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

補正予算第1号でよかったですか。21ページなんですけど、一番下の環境衛生費の追加補正、少しありますけど、多分異動に関するものだと思いますが、火葬場ができてこういった追加補正等の発生はなかったのでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

火葬場に関してはございません。

○1番（所賀 廣君）

この火葬場なんですけど、新年度で設計予算がほぼ400万円弱、建設費等で3,000万円強の予算が立ってたと思いますけど、このアスベスト等が絡む問題も含めまして現在の進捗、設計の進捗、それから解体についての進捗状況がありましたら教えていただきたいと思いますが。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えいたします。

火葬場の解体については、今年度で行う予定でございます。それで、現在ダイオキシン類等の調査を今発注いたしております。その結果につきましては、6月中に報告が来ると思います。それで、報告書作成に2週間程度必要だということで、工期につきましては7月29日

までとっておりますけれども、結果については今月中にわかる予定ですので、その後に解体の工事のほうを発注したいと考えております。

○1番（所賀 廣君）

解体等の工事についてはそんな流れになると思いますが、壁の問題等々も出てくると思います。壊した後に何か火葬場の右側のほうに何か壁をとというふうな話を聞いておりましたので、その辺の日程等々、アウトラインといいますか、計画ラインでも結構ですので、大体いつぐらいになるものか、描かれている構想といいますか、ありましたら教えていただきたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど議員言われますように杉谷地区のほうからの要望としまして目隠しをしてくださいということでしたので、その要望にこたえるためにうちのほうでも現在計画はいたしております。時期につきましては9月までには何とか出したいとは考えておりますけれども、解体その辺を含めたところでその流れではいきたいと考えております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

11ページの保育所、保護者の負担金のこの減額補正ですが、これは大体園児数の減少によるものだと思うんですが、この各保育園の定数、定員数は何人になっているかちょっとお伺いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

定数については、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをいたします。実際、園児数については伊福が現在4月末現在で61名……（「それ資料に載っつけん」と呼ぶ者あり）定数ですね、今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど御報告いたします。済みません、申しわけございません。

○1番（所賀 廣君）

今保育所の話が出てまいりましたが、保護者の負担金の減額が言われておまして、全員協議会の折に資料をいただいておりますが、国庫負担が2分の1、県負担が4分の1、あと町の負担がふえます、そのかわり保護者負担が減りますというふうなことなんですが、従来私の認識の範囲の中では国が2分の1持ちます、県が2分の1持ちます、だから町の負担金はこれでは負担割合19.6%今まではなっておりましたが、この国が負担する率、県が負担する率があつて町はこれだけじゃ負担しなさいというふうな考え方とは違うわけなんですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

保育所の保護者負担金につきましては、実際の保育園の運営費に対して国が保護者負担金をこれだけ取りなさいという基準額がございます。その基準額を引いた残りを国が2分の1、県が4分の1という負担になります。しかし、実際のところ太良町では国の基準を減額してやっておりますので、その減額した部分は国は算定をしないということになります。ですから、国の基準で言う保護者負担を引いた後の国が2分の1、県が4分の1ということになります。結果的に町のほうが負担金を減額をしておりますので、結果的に今現在が19.6%町が出してるという形になっております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

二、三の保護者の方からなんですが、保護者の負担金が減ったですって言われて、これは減らす前に保護者の方にそれぞれ連絡が行って発生したことなんだろうと思うんですが、その辺の保護者に対する周知徹底はちゃんとされてこういった保護者負担金の減額につながったわけですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

いいえ、保護者の負担金は、まだ今からこの予算を議決いただいた後4月にさかのぼって減らすという形にしております。保育料は毎年4月の段階では前々年分の所得によって仮算定をして、そして6月に新しい年度の所得が確定したときに修正をしておりますので、その辺の変更が年に2回ぐらいある場合もあるし1回ある場合もありますので、今回の分の減額については、まだこの議決をいただいた後の措置を4月からさかのぼって変更したいと思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

23年度はさかのぼってこれが決まれば4月さかのぼって実施ということになるわけですが、これは23年度だけではなくて24年度、25年度続けて恒久的なものと考えてよろしいですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

18ページの老人福祉の部分で家族介護慰労金が1万円から2万円ということばってんが、これ、もうちょっと年寄りさんば見るとに1日1,000円ぐらいは見てくれしゃっきにやですよ、託老所とかなんとかにもやらんでよかけんが、家族の方も大分助かっちゃなかかなあと

思うとばってんが、ここら辺、もうちょっと金額ば上がることはできんとですかね。福祉課の課長、どがん考えとっですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回、補正をお願いしとる分については、介護保険で要介護度が4と5ということで寝たきり状態あるいは寝たきり状態に近い方の重症の方を自宅で1年以上介護されてる方に今まで月額1万円を慰労金として出していた分をその倍にして2万円を出すという補正予算でございます。一応要介護度4と5を対象にしている事業でございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

その4と5が非常に困難をきわめるといいますか、自宅で寝たきりの方を2万円ぐらいで家族の方がしてやるということばってん、正直な話、病院事務長もおるけんばってんが、2万円というその金額は妥当だと思いますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

介護4、5の方を2万円だけで介護されてるわけじゃなくて、自宅でやられてもいろんな介護保険サービスを受けられてます。それで、自宅におられる方も介護保険サービスの公費を二十四、五万円ぐらい使われてますし、それは施設に入ってる方も同等で、2万円だけで介護されてるということではございませんので。

以上です。

○6番（川下武則君）

いや、趣旨はわかるとですよ。家族手当みたいな感じで1万円を2万円に上げてやるというんだけど、多分に助かりしゃると思うんです。だけど、ますます高齢化が進んでいく中で、太良町に住んでよかったって言える政策にするためには、もうちょっとでも上げたら、また太良町よかねえと、岩島町政はよかにやあと言うてもらえるごと手厚くできる部分は、年寄りさんたちは特に今までの歴代の西村町長、杉崎町長、百武町長見とんしゃっけんですよ、そこで、ああ、やっぱり岩島町長は偉かばいと言われるごと手厚いところをしてもらいたかなあと思って、町長そこら辺どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

確かに手厚くするのはもう当然でしょうけど、全体的なバランスもございますし、財政的な問題もあるということで、ある人は自宅で介護なさってる、ある人はふるさとの森とかなんかで十何万円納めていらっしゃる方もおいでですから、そこら辺のバランスを考えながら、財政が許す範囲で一遍に何でもかんでもじゃなくして、徐々に段階的に今回は1万円上げたんですけども、そこら付近で状況見ながら対応していきたいというように思っております。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

先ほど牟田議員さんから御質問があった、申しわけございません、保育園の定数については、資料がありましたけど、見つけれなくて、今わかりましたので答弁させていただきます。いふく保育園については定員が60名です。多良保育園が120名、松涛保育園が110名でございます。申しわけございませんでした。

○5番（牟田則雄君）

川下議員の関連ですが、介護するときには大体国民年金で賄えるところは今のところ太良町内にも光風荘ぐらいなもんですね、あと民間のところは大体ずっとあれしたところが10万円から12万円ぐらい月に掛けてお願いしなければ面倒見てもらえないというのが多分現状だと思います。それで、今の関連ですが、ここを基準にしてその方が例えば厚生年金で14万円も15万円も取られてる方も国民年金だけしかもろうてないような人も一律これは同じということで考えていいのか、それとも民間にかかるぐらいのあれを上乗せの分を何とか面倒見てやろうというような考え方で今後やっていかれるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

今、年金がかなり厚生年金とか国民年金で差額が実際その人その人によって違って出てきとるわけでしょう。だけん、私が言ったのは、今どこにでも安心してお世話になれるというのは、今10万円から12万円ぐらい年金以外にも準備をしとかんと、どこの施設にもお世話になれるって安心はできないわけですよ。結局もう少ない人は家族でその足らん分は例えば国民年金だけで7万円ぐらいしかもらわん人が10万円ぐらいのところの施設に入れる場合は、家族とか兄弟、ほかの人たちでその分は賄わにゃいかんということで、これが一番今現実に困っておられるわけですよ、身内の人たちが。だけん、そこのところがたまたまそういう12万円以上の収入が個人的にあられる方はどこでも安心して行かれるという今状況ですが、国民年金の基礎部分しかないという人は、ちょっとそこのところは家族に対して現実に今負担が相当あられて、もうどうしようもないという人も結構話を聞きますので、今の上乗せの分がせめてそこの分ととんとんになるようなことを基準に考えてこれをやっていただければ、家族の人たちも安心してその親の年金とその上乗せ分で、もう安心して親を面倒見れるとじやないかと思しますので、そこら辺の基本的な考え方をお伺いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

今回の補正でお願いしとるのは、繰り返しになりますけども、家族で介護されてる分の慰労金の増額でございます。御質問の実際の家族の収入に対して差がある分についてどういう手当てをしていくべきかという御質問だと思いますけども、実際の施設入所者につきましては、その食費とか居住費については所得に応じて負担の軽減等の制度もありますので、そういう部分を利用しながら、できるだけ低所得者の方もそういうサービスを受けられて施設に入れるような手法等も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

ちょっと勘違いしてもろうちゃ困るよ、これ家族の方がなるだけ家族に面倒見てもらいたいと、それから家族の人も自分の親は自分たちで面倒見たいというのが大体本来みんな家族が思ってる相互の考え方と思うとですよ。だけん、それをすぐもう12万円になして施設に入れろという話じゃないんですよ。それを親を見るときに安心して、安心してまではいかんかわからんばってん、何とか自分のおうちでなるべく見れるようにというのが、普通一般的にそのくらいの施設にお願いするときはそのくらいかかるもんで、我がうちで一生懸命親を見た場合に幾らかでもそれに近い状態にするのが大体この福祉の一番現実に合うた考え方じゃないかと思しますので、その辺を基本的にどう考えておられるかということをちょっとお聞きしております。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

家族で自分の両親等を介護するのが一番理想的な姿だろうという、日本社会の中でそういう流れがあったと思います。しかし、実際高齢者が多くなり、また家族が少なくなり、その家族の中で介護度が進むにつれて家族でどうしても介護するのが非常に大変な社会になってきたということで介護保険制度ができて、家族で単独で介護するよりも社会全体で介護をしていこうというふうな方向性の中で介護保険制度ができてきたと思います。それで、理想的には家族ですべて介護して、そこそこで手厚い保護をしたほうが理想的だと思うんですけども、それでは財政的な面も含めて日本社会の高齢化社会の中ではなかなか難しいということで介護保険制度ができたというふうに理解しております。しかしながら、じゃ全部施設介護ですべていいのかというような反省も当然今生まれてきてまして、その中でどうしても家族介護をしてる分についてはそれなりの保護も必要だということで、太良町では家族介護慰労金という制度を設けております。全国的にはもう既に近隣市町村もなくしてる市町もあります。家族介護保険制度の趣旨からすれば家族に介護する制度については介護保険制度とは逆行してるんじゃないかという議論もあって廃止してる市町村もあれば継続してる市町村もあります。ですから、理想的には牟田議員言われるように家族の中で十分介護ができるような制度でいけばよろしいんですけども、いろんな日本の社会人口構成上、難しい問題が直面して介護保険制度等ができたと思いますので、その中でも一部家族介護ができるような体制をやっていくべきだというふうに私は思っております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

ちょっとそのところが違うね。これは現実にやってる人に補助を出しましょうという案でしょう、これは。どうするかという話じゃなく、現実に今家族で介護しよる人に1万円を

2万円にふやしましょうということでしょう。だけん、そういう方向性とかなんとかじゃなく、現実に関係している人に2万円というこの額はもちろん今川下さんからも意見は出とったんですが、それを基準を考えるとときにそういう一般的な経費等考えてこの上乗せ分とかこの経費の分を考えると基準としてはいいんじゃないかという、どう考えてますかという質問しとると。これは介護してる人にこれはふやしてやるということやろう。今からするとかせんとかの話じゃないでしょう。現実にしてるとやっけん、せいけん1万円が2万円になったけんね、そりゃそれでも前よりも助かると、ところが一般的にほかの施設に入れる経費と比べたら、まだ国民年金だけでしている方にとっちゃ不足分が出てくるじゃないですかと、そこを基本的に一般的な施設に預ける場合と同じような基準で将来やっていこうかという考え方はないですかという質問しよつとですよ。今からそうやってこれをつくりましようとかつくりませんとかの話じゃありません。

これはしよる人にやるということでしょう、この補正は。せいけん、しよる人の話ばしよると。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

そしたら、ちょっと確認させていただきますけども、施設に入っている人もそういう補助をしたほうがいいという御質問なんですか。

○5番（牟田則雄君）

いやいや、施設に入れた場合はそういうふうにかかりますと、ところが自分のおうちも結局それだけ家族の者が犠牲になってしなければいけないから、そのためにこの補助ももともと1万円があって、それではちょっと不足するやろうということでは2万円にふやしてもろうたと思うわけですよ、これは。だけん、それはもちろん今回はこれでいいんですが、基本的に世間一般のほかの施設に入れるぐらいの経費の分を将来も考えていかれるのかどうかという質問をしてると思ってるんですが。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、今回1万円上積みをお願いしたのは、まず家族で4ないし5の方が1年間そういうふうな介護が要するという方で、本当は本人さんの意思の方もおらんしゃつとですよ、もう施設に行こうごんなかという人もおいしゃつそうです、だから無理してこういうふうなことで自宅で介護なさってるということで、これは介護1から介護5か6ぐらいまでありますけども、一番最高の4、5の方に限って今まで1万円やっていたということで今回上げていただいたわけですが、これは将来的には光風荘さんが40人待ちとかなんとかというふうなお話を聞きますけども、そこに入った場合は年金の範囲内というふうな話も聞いております。だから、そこに殺到しているんじゃないかというふうな話も聞いておりますから、こういうふうな少子・高齢化が進んでますますそこら付近が施設がないもんだから、ひょつ

とすっぎんたまますます自宅の介護が必要になるかと思えますから、そこは状況を見ながら議員の指摘のとおりにできるだけそういうふうな形で高齢者の方は大事ですから、今まで太良町のためにいろいろ頑張っていたいておりますから、そこら付近を加味しながら検討していきたいというふうに思っています。

○9番（末次利男君）

ただいま18ページの慰労金のことについてですけれども、これは介護保険制度というのは平成12年4月からスタートしたと思います。これは社会的な入院を減らすという側面もあったし、やはり在宅サービスを中心とした将来の介護のあり方を考えようというところがこの主流だったと思います。そういったことで始まったわけですけれども、この介護4、5、ここは先ほど町長も言われたように、これはもちろん当然ながら介護保険の精神として措置とは違ってその人の意思を尊重しようと、尊厳といいますかね、それを尊重するような内容になつとると思いますけれども、そういった中でやむなく施設入所ができないという状況で在宅介護をされているのか、もちろん先ほど言われるようにそれを望んでされてるのか、これはもう当然そういった方は在宅サービスは十分受けられてるんだと思うんですよ。それで、そういった面で言えば、この慰労金というどういうことなのかわかりませんが、一番困っている、苦勞しておられるというのは、逆に介護度の2、3の認知、この方を在宅でされてる方が現実的には一番苦勞されてるんじゃないかと思うんですよ。そういったいろんなことがあって、どっちかといえば4、5というのは比較的手の要らないと申しますか、寝たきりに近い方で移動も余りされない方ですよ。それで、家族の状況についても確かにしたくてもできない家庭の状況、そして当然もう現役を引退して当然在宅で介護できる状況にある人、その方はもう種々さまざまと思うんですよ。そういった中で慰労金ということについては、本当にこれはどっかで区切りをつけんばいかんというとはわかります。しかし、本当にこれが公平な支援のあり方なのかといえば、必ずしもそうではないんじゃないかという感じがするわけですよ。そういった意味でこの6名というのは単純に5、6を上げてやっておられるのか、その中身を十分調査した上で、この人はやるべきだろうということで6名を選定されたのか、その基準についてお尋ねをしたいと思います。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

基本的には要介護度4または5と判定された方ということで要綱に定義をさせていただいております。あるいは要介護度の認定を受けてない場合には、要介護認定と同じ方法を利用して、それに相当すると判断される在宅高齢者というような定義をさせていただいております。それで、申請を受け付けまして年に2回払いしてるわけですが、申請を受け付けて常時介護されとるという証明書を町から発行いたします。それで、特に変更等あった場合は届けてくださいということで申し上げてるわけですが、半年ごとに支払いするときに実

際の4、5ですからヘルパーさんとか必ず利用されておりますので、その方からの聞き取りとか、あるいは人数は少ないですので現地確認もしたり確認をさせていただいた上で支払いをさせていただいてるのが現実でございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

この介護という問題というのは、今先ほど言われたように光風荘何十人待ちと言われますけれども、特別養護老人ホームは世帯分離をしてその人の所得で負担を納めるから、やっぱり安いのは安いんですね、ほかの施設というのは当然高くなる、それはもう制度上やむを得ない部分ですけれども、今の介護保険のニーズというのは若い人は何としても働かなければ生活ができないという実態の中で、介護度どころか要支援でも入所させてくださいというような要望というとは切実にあるわけですね。そういった中ではまだまだ施設が追いつかないという状況にあるし、介護保険としては施設サービスよりも在宅サービスを中心にしましょうというところもあるし、非常にニーズと実態がかけ離れているというところは十分担当としても認識をしていただきたいと。そこで、どうするのかということですが、在宅でしたいけれどもできないという方も十分おられるんですよ。これはもう家族の世帯構成の違いから、当然これはあるはずですから、それで一番困っている分野は、光を当てなければならぬところはどこなのかというとは十分検証しながら、今後この慰労金を出していただくというのは、これはもう非常に家族としては助かる制度ですので、そこらを不公平のないように今後とも充実をしていただきたいと思います。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、要介護度の数字によってどこかで線を引くという制度的に仕方がない部分があります。補助等を出す場合も、そういう線は仕方がない部分が正直ありますけれども、その内容等については十分注意しながら目配りをしながら制度を運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

済みません、関連ですけど、今の家族介護慰労金をもらえる対象者のことですけど、今現在住所、自分の住所、介護をする人の住所を町外あるいは県外に置いたままこっち、太良に仕事をやめて帰ってきて親あるいはじいちゃん、介護をしていると、それで1週間に1回とか一月1回自分の町外、県外住んでいるところに帰って、あとはこっちにいて介護をしている方って、その町外、県外の方がそうやってやってる方はこの対象になるのかならないのか、ちょっとお尋ねです。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

支給要件といたしましては、町内に引き続き1年以上住所を有する場合において介護者が引き続き1年以上介護しているときというふうな支給要件の定義に要綱を定めておりますので、町内に住んでおられて一月15日以上介護なされてる方が支給要件となります。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

言われることはわかります。しかし、人によっては住所を移されないとか、一月1回は県外、町外に住所を置いてるところに帰るけど、そのほかは太良町内に自分の親がいるから、もうつきっきりで介護をすると、住所を変えられない理由があるという方もいると思うんですよね。それで、その人も1年、2年と介護をしている方がおるとすれば、そういう人も対象になってもいいんじゃないかなという気はするんですけどね、そこら辺はどうですかね。わからんですかね、質問の意味が。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

住所地を町外に置いて、ほとんどが町内に住んでいるということになりますと、それはちょっと住基法上、ちょっと問題がございますので、そういう問題を前提とした保護制度はなかなか制度的に難しいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○8番（久保繁幸君）

先ほど保育所の保護者負担金の軽減がございましたが、児童館、幼稚園のことはどういうふうなことを考えておられるのか、軽減等々はないのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

子育て支援ということで保育所保護者負担金の軽減ということで検討させていただいて、今回保育所の保護者負担金の軽減を提案させていただいてるわけですが、同じく子育て支援という意味合いであれば、大浦幼稚園とかはどうなんだろうということも当然検討いたしました。それで、幼稚園については保育要件に欠けるという定義はございませんので、保育園とは性格が設立の趣旨自体が若干異なりますし、当事者で保育園料が決定できるという制度でございます。保育所については行政のほうで保育料を決定するという制度、ちょっと制度の若干違いございますけども、現実的に考えてみますと、大浦幼稚園の場合はそれぞれ国、町のほうから奨励金あるいは運営補助金の形で資金が流れておりまして、それに基づいて大浦幼稚園さんの負担金も毎年今のところ20年、過去4年ぐらい毎年減額措置がなされて

おります。それで、保育園と保育料を比べてみますと、平均的にしか比べられません、実は所得の段階が違いますので、平均的に見てみましても、保育園より若干安いのが現実であるということ、毎年下がってるということで、今回保育園の減額だけにさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

今、保育所、幼稚園あたりは保育所よりも保護者負担が安いということのような答弁でありましたが、幼稚園、児童館の大体月額は今大体幾らぐらいになってるんですかね。これも文科省と厚生省の違いもあるかと思うんですが、今どれぐらいの児童館、幼稚園の保護者負担はなっておりますかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

個人さんの幾らって各所得段階で違いますので、一人一人違いますので、一概に幾らという定額の数字等は算出できませんが、大浦幼稚園の場合は月額3万1,500円ですけれども、それから各国の奨励金補助がありますので、その分を引いたものが実際納めていただく金額になります。今、平均的な部分をした場合、保育料が大体2万二、三千元だと思うんですけども、若干それより幼稚園のほうが低いというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

私の計算では、大体保育所の運営委託料、月々大体2,200万円ぐらい出るんですよ。それで、今ここに182人としてされておりますんで、平均しますと1万9,500円、大体。それで、そうすると、幼稚園の奨励補助とか運営補助とか大体勘定して273万円、ほかにどういうふうな幼稚園、児童館等々の補助額があるんですかね、ちょっと探し切らんかったから教えていただけますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

幼稚園就園奨励費補助金ということで先ほどから申し上げてます国からの流れに町の単費を追加した分が22年度で183万4,100円でございます。それと、私立幼稚園運営費補助金ということで運営費の補助で43万4,600円、これは単費で支出をしてるものでございます。前段の183万4,100円の分が各保護者さんの負担金への軽減措置ということになっております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、その計算でいくと、幼稚園のほうが若干保護者負担は高かったんじゃないですか。今安かごと課長お答えになったんですが、その辺今、今年度は奨励補助金299万8,000円と運営補助が43万5,000円になっとなつて、その辺を計算していくと、幼稚園と保育所

の関係、ちょっと格差が出るんじゃないかということで、私の勘定では幼稚園のほうが高いように感じておりますが、今さっきの答弁では幼稚園のほうが安いというふうな答弁やったんですけど、そこら辺は私の間違いでしょうかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

数字の幼稚園の場合の所得の区分段階と保育園の区分段階が違いますので、一概に言えません、平均的な数字で出す方法も、その数字がじゃ正しいかということも、そういうことも言えません。ある一定の数字を計算した場合は、若干幼稚園のほうが安いというふうにならざるを得ないから、そういう御答弁をさせていただきました。それと、23年度についても国からの幼稚園の基準が最近示されて23年度についても減額をされるという予定を聞いております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

24ページ、農業振興費に関連して苦肉の質問をさせていただきます。

先ほど第29号で不動産の取得に関する議案がもう成立をしたわけですけれども、この現状の中では、今の資材店舗は農業振興に非常に足かせになってると言っても私は過言ではないと思うんですよ。というのは、やっぱり今農業者も高齢化になって、非常にあそこ事務所はこっちにある、資材店舗はこっちにある、農業店舗はあっちにある、もうあっちもうろうろろろしなきゃならない、まして国道を挟んでそういう状況で非常に危険を伴うような状況にあるということにして、今回不動産を取得することによって資材店舗をどこにするかという問題は私たちが議論する筋合いのものではないとはわかりますけれども、いずれにしても旧の太良支所がそのままあの状況で老朽化したまま残されております。いずれにしてもこの売却の益金でその辺の施設の再編というか整備といいますか、そういったものをぜひ契約のときに条件的に出していただかんことはできないだろうかということをお願いをしたいと思います。というのは、先ほども申しましたとおりに、もうちょっとコンパクトに農家が本当に組合員の方が本当にここは不動産はちょっと減ったけれども、そこはまたそこで生かし方を今から考えていただくということで、おかげさんでこれでよかったばいという町民の方から喜ばれるような方向に進めば、なおかつこの議案が生きてくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ売買契約をされる折にそういったものを一つの条件に出されることであれば、無理してでもお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今のところ私たちが農協の施設のことについていろいろ言うあれはありませんけども、農

協のほうで考えられてると思いますけども、あそこ今のところ解いて、また向こうのほうに移るとい話を聞いておりますので、そういう方向性に行くんじゃないかなと思っておりますので、それについては私たちが意見というのはなかなか言えないかと思っておりますけども、そういうのを頭の中に置いて向こうのほうもされてると思っておりますので、今後そういうもろもろの協議の段階でそういうお話をしたいと思っております。

○9番（末次利男君）

担当課長は優秀でありますけれども、ちょっと腰が引け過ぎ。ですから、当然そりゃ私も言いよるとね、私たちが議論する筋合いのもんじゃないかってわかっております。しかし、あそこを売却して町が買うということについての条件として、当然町民の利便性を高めるようなことに使ってくださいよということを強引にでもお願いはするという、そりゃあなたたちの役割でしょう。だから、もうちょっと、余り引け腰じゃなくて、積極的にそれを入れるような努力をしてほしいということを申し上げておりますので、よろしくお願ひしときます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○2番（山口 巖君）

今末次議員が言われるのですね、組合長、野口さん、これと仮契約を交わされていると思うわけですが、今度も多分異動があります、というのが組合の役員が大きく変わります。もし本契約が野口さんでない場合でも、これは多分進んでいくんじゃないかと思っております。どうしてこういうふうに末次議員が申しますのは、口頭でこういうふうにしたいのでこういう金額で取得してくださいというのを役員さんが町長のところにそしてまた各種団体がそれに後押ししていろいろの事業をやってくださいということで陳情書が来てると思っておりますが、この仮契約のときの組合長の名前そのもの、組合長は多分変わらないと考えるわけですが、次の常勤役員の場合が大きく今回組合の総代会で入れかわります、これはもう事実でありますから、その辺のところを前の仮契約時と本契約時でもしこの地区の役員さんの考えが大きく変わるということもなきにしもあらずとこう考えるわけですから、仮に今の申し出のとおり、その辺は強く町もこういう思いでこの不動産を取得したんだということを本当言ったら文書に入れてもらうのが一番わかりやすいんですけども、その辺のところ重々説明して、窓口が佐賀みどりの総括のほうがここに担当するとは思いますが、その辺も変わりますから、その辺も十分町の思いあたりを伝えて、太良町の農家の一つでもよかったと思うのは、この後の使い道ですから、購入した資金の、その辺をしっかりとっていただきたい。やはりいま一度答弁をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

そりゃ確かに議員おっしゃるとおりに当初は農協の趣旨というのがことしから大町の総括がなくなるという形で、この際ここんたいを整理をしようというふうなお話も私ども会合の中でございました。末次議員からもお話がございましたとおりに、国道を横断して資材を買

わにゃいかん、さあ農機具は向こう、転々ばらばらで、なるべくならばこの際あそこに一括集中して施設を整備したいというふうな趣旨でお話しされたもんだから、今度本契約、きょう、議決をいただいて本契約になれば、もし契約の相手が代表者がかわる、かわらんは別としても、再確認をしてもう一度確認をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

この予算書のことでちょっとお尋ねですが、この中に例えば職員給与が特に顕著ですが、これは一番34ページにまとめて増額か減額かというのは、これは表に示されておりますね。ところが、これを見るまでは、中はただ人事の異動によってこの課がふえた、その分この課が減ったというだけの異動について増になったか減になったかということであって、ちょっとここで議決するのは総額の増額か減額かの予算の補正で我々は議決すると思うんですが、このところの表示の仕方を、例えば人件費については人件費の総額がこれだけ、これは減額四百四十何万円か減ったというのがこの人件費そのものの減額だと思うんですが、異動で向こうに行ったりこっちに行ったりというのは参考資料に我々が見るようにして、その一番最初にはこのどの部分が幾ら減額でどの部分が幾ら増額になったのかというのを表示していただくのが我々が見るのには一番わかりやすいと思うんですが、我々人事は全然権限はないものですから、執行部の中で向こうに行って向こうがふえた、こっちがその分減ったというのは、それは参考資料にはもちろん後ろのほうにはつけていただきたいんですが、大体議員が議決するのは増か減かをするのが我々議会の仕事と思うんですが、そこら辺のこの表示の仕方をもう少し勉強するという事はないでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいま34ページに関連して牟田議員の御質問でございますけれども、この一般職の総括表、給与費がどれぐらいあるとか、その前の補正予算の給与費の明細書とか、その後の増減額の明細なんですけれども、これにつきましては地方自治法の規則でこういうことを議案の中でつけなさいということが明記されておりますので、その様式に従ってここに載せておるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○5番（牟田則雄君）

いや、それはわかるんですよ。ただ、我々が見るときに、職員給与をどれだけ増額の分を我々が補正として認めるのか、どれだけの減額の分をするとかということには、この全体の総額ともう一つどの部分で幾ら減った、どの部分で幾らふえたというのを前のほうに表示して、そして後で後ろの明細を我々が見るようにしたほうが、一番最後にこれをして、あと手前のほうはずっと異動だけで、その課がふえたか、その課が減ったかだけであって、途中のあれでは総額は全然ここまで来んとわからんわけでしょう。そいけん、その最後の総額を、ああ、

これだけ減額すると、ああ、そしたら内容はどうなるとか我々が見るときにこの表示の仕方を中はこれは一緒ばってん、見るときに全部異動のとを一つ一つ足したり引いたりするよりも、そっちのほうが職員給与の総額が四百四十何万円これは減ったことになっておるんで、計算したら、その分をまず表示して、後ろのほうにこの明細をしてもらったら、総額幾らふえるのを承認するとか、幾ら減るのを承認するとかって、わかりやすいと思うんですが、そこら辺を。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっとおっしゃってる意味がちょっとよくわからないんですけども、この補正予算書の給与に関する部分の明細を載せろとおっしゃってるわけですか。

○5番（牟田則雄君）

いやいや、ここに補正ですから増額の部分か減額の部分をはっきりと見えやすく最初に何をどれだけというのを、特にあなたたちの給与はただ右に行ったり左に行ったりしよるだけでしょう、これは、内部のことやもん、実際。そいけん、その全額の中で予算に入れとったとと数字が違うところをまずこういうことで数字が違いますというのをまず出してもらうて、あとの明細は後で自分たちが見るようにするほうが見方として見やすいんじゃないかと思ってちょっと提案しとるわけですよ。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

例えば15ページの一般管理費のところの給料、職員手当、共済が今回ちょっとふえとると、これは異動等である職員がどこかに行ってある職員がやってきた、その相殺の額をここに上げとるわけですね。その一つ一つ、もしそこまでお知りになりたいということになると、例えば一般管理費の給料が1,407万9,000円がどういう形でふえてるのかというようなことを、ということじゃなかとですか。それは一つ一つこちらからの言い分としては聞いていただければ答えるかもしれませんし、ちょっとそれはきちっとわかるかどうかということもいろいろございますけども、そういうこちら側の考えとしては、もうこのままで審議をさせていただきたいというふうに思いますけれども。

○6番（川下武則君）

済みません、総務課長、実はおれたちがわからんとは、総務課長が今企画の課長と入れかわって給料がふえたか減ったかというとはおれたちはわからんわけですたいね。そいけん、そがんとんばこうやって人事異動によってこれだけ私はこっちに、総務のほうへ来たけん偉うなったけん上がりしましたとか、そがんとんば教えてもらいんしゃがすっぎ問題なかつちやなかですかね。正直な話わからんばってんが、実際総務のほうに来たら給料上がったですか、下がったですか。まず、それを教えてくれんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

変わりません。済みません、変わりません。

○議長（坂口久信君）

その問題については個々に聞いてください。後で2人で聞いて、ここでもがたがた言うても結論がつくごた話じゃなかけんですよ。

次に、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第30号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第31号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この8ページで補正前後の内容は職員の異動でこういうふうになつとると思いますが、これは前係長から課長にかわった結果の数字でしょうか、お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

前回までは2級職員がおりましたけれども、2級職員を3級職員に交代したために今回補正をお願いしている状況です。

○12番（木下繁義君）

そうした場合に、この繰出金が明細についての繰出金がふえるわけですね、前回とすれば141万8,000円かね。そうした場合に、この事業に対する繰出金が大きくなるということは、ある意味から負担に感ずるわけですよ。そういったことで安いほうの職員では対応はできないのか、その辺はどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今下水の係もしてくれてるのが係長と今回来た3級の職員で2人でやっておりますので、3級の職員のほうがちょっと給料が落ちておりますので、その分を漁排のほうで出すようにしております。（「まちっと詳しゅう言うてくいて。わからん」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

その辺がちょっと聞こえんやった。

○環境水道課長（土井秀文君）

今、係長と3級の職員、給料の等級で3級の職員2名で行っておりますので、係長は環境のほうで、3級の職員を下水のほうで出すように今回から補正をお願いしてるような状況です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第31号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 諮問第1号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定されました。

日程第15 諮問第2号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨を答申することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定されました。

日程第16 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第16. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました別紙付託申出

書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第17 発議第1号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

発議第1号 太良町農業委員会の委員の推薦について、原案どおり木下敏恵君、永渕久留美君の以上2名を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は木下敏恵君、永渕久留美君、以上2君を推薦することに決定いたしました。

この際申し上げます。

今定期例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。

今定期例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定期例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

会議を閉じるに当たり、定例会としては最後の議会となりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

今定期例会は6月9日に開会し、本日までの8日間にわたり一般質問を初め重要案件について大変活発な審議がなされましたことは、私ども任期最後の定例会を飾るまことに意義深い議会でありました。ここに全議案を満場一致で可決し終了いたしましたことに対し、全議員並びに町長初め執行部の皆様に深く感謝の意をあらわす次第であります。光陰矢のごとしと申しますが、早いもので1期4年の歳月が流れようとしております。この間、さまざまな事件、議案に対し是は是、非は非としてお互い激論を交わしたこともありますが、これも町民の福祉、太良町の振興発展を願う一念からの議論であったと思っております。

さて、議員各位におかれましては、次期選挙も間近となりましたが、どうかくれぐれも御

自愛、御自重の上奮闘され、明るく正しい選挙運動のもと見事に当選の栄を勝ち取られ、再びこの議場で顔を合わせられるよう心から念願するものであります。

なお、私ごとで恐縮ですが、まことに至らない私が何とか議長の大役を務めさせていただきまことは、本当に皆様からの心からなる指導、御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

結びに当たり、執行部の皆様には、今後のまちづくりを進める上で過去4年間の審議の過程において表明された議員各位からの意見や要望等を十分尊重され、今後の施策に反映されますことを強く要望いたしますとともに、副町長初め町幹部の職員には町長を補佐し、1万太良町民の福祉のために今後ともその職責を全うされますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ですが私のごあいさつといたします。

これもちまして平成23年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。本当にお疲れさまでした。

午後2時27分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章